久留米市立篠山小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等の取組に関する基本理念について

（1）いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として実施されなければならない。

（2）いじめの防止等にあたっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと「どの学校、どの子どもにも起こりうる」という危機意識を持つとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持ち対応に当たるものとする。

（3）児童の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の児童理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

（4）学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

2 いじめの防止に向けた学校組織体制について

■（1）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。　　（いじめ防止対策推進法より）

■（2）いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、「篠山小学校いじめ防止基本方針」を定める。

なお、策定した学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、その内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

イ「校内いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校長、教頭、主幹教諭、学年代表、養護教諭、特別支援学級代表（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等で構成する「校内いじめ・不登校対策委員会」を設置し、毎月、定期的に開催する。

ウ 学校の取組状況の評価と検証

「校内いじめ・不登校対策委員会」において、学校基本方針に基づくいじめ問題への取組状況を評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすようにする。

特に、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、その評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

エ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携していくこととする。

また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、久留米市教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い、連携強化に努める。

オ 適切な学校評価

学校評価については、国の「学校評価ガイドライン」を参考に、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見・早期対応の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価項目を作成し、アンケート等による評価を適切に行い、その結果を以後の取組に生かす。なお、いじめの取組に関する評価は、「校内いじめ・不登校対策委員会」において行う。

3 いじめの防止のための具体的取組について

■（1）いじめを生まない教育活動の推進

ア 人間関係スキル育成の取組の推進

学級活動において、人とのかかわり方を学ぶソーシャルスキルを実施する。

イ 生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進

「生命尊重」を重点内容とし、命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実を図る。

ウ　基本的生活習慣や規範意識の育成

低学年において、あいさつの仕方や言葉遣いなど基本的な生活習慣の定着を図り、学校や学級のきまりを守ろうとする態度を育てる。

中学年において、青少年育成センターと連携して「万引き防止学習」を実施する。

高学年において、情報モラルやネット、携帯電話によるいじめに関する規範意識を育成する「親子で学ぶ規範意識」を実施する。

エ　いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進

学級活動における話合い活動の充実を図り、支持的風土のある学級づくりをめざす。

オ　児童の自治的活動の推進

児童会活動による「たてわり挨拶運動」「たてわり掃除」を実施し、異年齢集団活動を行い、友達との関わり方を学ばせる。

カ　児童の連帯感や存在感を高める体験活動の推進

低学年における「一人一鉢栽培」活動、高学年における宿泊訓練やマーチング、全学年参加の運動会など発達段階に応じた体験活動を計画的に行う。

■（2）いじめの早期発見

ア　いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、福岡県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の徹底を図る。

イ　「いじめに特化した無記名アンケート」（学期に１回）及び「生活アンケート（いじめに特化したアンケート簡易版）」（月１回）を実施し、個別の面談を行う。

ウ　毎年１０月の久留米市「いじめ問題対応強化月間」の取組を通じ、保護者に「家庭用チェックリスト」を配布し、早期発見に努める。

エ　児童や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように、教育相談週間の実施（１０月）や教育相談ポストの設置を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用によるいじめの早期発見の体制の充実に努める。

オ　学級担任が子ども一人一人の学校生活の様子を定期的に把握し、学年会及び校内いじめ・不登校対策委員会で配慮が必要な子どもの情報の共有化を図り、指導方針を決定する。また、学期に１回程度、気になる子どもについて職員会議や終礼において、指導方針などの共通理解を図る。

■（3）いじめの早期対応

ア　いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「校内いじめ・不登校対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。

イ　いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた児童・保護者への支援といじめを行

った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた児童の心のケアに努める。

ウ　学校がいじめの事実を確認した場合において、必要があると認めるときは、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

エ　学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ　学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

■（4）インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

ア　インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。

イ　具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求めたりするなどの措置をとる。

ウ　家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭用リーフレットの配布や「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を活用した情報モラルに関する啓発の充実に努める。

　併せて、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

■（5）教員研修の充実

ア　年度当初に、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用しながら、いじめ問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修を実施する。

イ　夏季休業期間等において、いじめ問題に関する事例研究や児童理解の深化等の研修を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。

ウ　「いじめの早期発見・早期対応の手引」の「教師自らを振り返るポイント」を活用して、いじめを見逃さないための教員自らの感性を豊かにするための自己評価を定期的に実施する。

エ　授業評価等を活用して、自らの言動が児童生徒にどのように受け止められているかを客観的に捉え直す機会を研修内容に位置づける。

オ　教員と児童及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや対応の在り方に関する研修を実施する。

■（6）保護者・地域等への働きかけ

ア　保護者及び家庭における子どもの規範意識の育成を支援するために、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布、久留米市教育相談窓口の周知など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

イ　家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のため

に、家庭用リーフレットを配布し、インターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。

ウ　福岡県ＰＴＡ連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進を図り、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力に努める。また、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら、より多くの大人が子どもの悩みなどに気付き、受け止めることができるように努める。

４　重大事態への対処について

いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

（１）重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について市教育委員会に報告する。

（２）市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織を設置する。

（３）上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。

（４）いじめられた児童又は保護者の希望により、並行して市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。

（５）学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。

（６）当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

５ 重大事態対応フロー図

■ いじめの疑いに関する情報

○　校内いじめ・不登校対策委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有

○　いじめの事実の確認を行い、結果を久留米市教育委員会へ報告

■ 重大事態の発生

○　いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）

○　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※　児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる

■ 久留米市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

久留米市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※　組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※　「校内いじめ・不登校対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※　いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※　たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢をもつ。

※　これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料に再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

● いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※　調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。

※　関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

※　得られたアンケートには、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

● 調査結果を久留米市教育委員会に報告（※久留米市教育委員会から福岡県教育委員会の長に報告）

※　いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要措置

久留米市教育委員会が調査主体となる場合

● 久留米市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力